

向日市デジタル活用推進計画（案）

令和7年11月

向日市総務部デジタル戦略課

目次

1. はじめに	4
(1) 本計画の趣旨	4
(2) 本計画の対象期間	4
2. 推進体制	5
(1) 組織体制	5
(2) デジタル人材の確保・育成	5
3. 国、京都府の動向	6
4. DXを進める前提となる考え方	7
(1) BPRの取り組みの徹底	7
(2) システム整備の考え方	8
(3) オープンデータの推進・官民データ活用の推進	8
5. 重点取組事項	9
(1) フロントヤード改革 - 窓口業務の改革推進	9
1 住民との接点の多様化・充実化	10
2 データ対応の徹底	10
3 改革による人的・空間的リソースの最適配置	10
(2) フロントヤード改革 - マイナンバーカードの取得支援・利用の推進	11
(3) バックヤード改革 - 情報システムの標準化	11

(4)バックヤード改革 - 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進	12
(5)バックヤード改革 - 公金収納におけるeL-QR の活用	12
(6)セキュリティ対策の徹底	13
(7)AI の利用推進	13
(8)その他のシステム	14
6. 自治体 DX の取組とあわせて取り組むべき事項	14
(1)デジタルデバйд対策.....	14
(2)デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し.....	15
7. おわりに	16

1. はじめに

(1) 本計画の趣旨

デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)において「地方公共団体は、デジタル社会の形成に関する施策が迅速かつ重点的に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない」(第15条)こととされている。

このため、本市が重点的に取り組むべき事項・内容を「向日市デジタル活用推進計画」として具体化し、デジタル社会の構築に向けた取組を着実に進めていく。

(2) 本計画の対象期間

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)の取り組みスケジュールを示し、共通的な基盤・機能を提供するガバメントクラウド¹の活用に向けた検討など国の動向を反映させるよう自治体DX推進計画の改定と合わせ、内容については適宜見直しを行う。また、令和12年度(2030年度)以降についても、自治体DX推進計画の改定を注視し、同様に見直しを行う。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推進体制	持続可能な推進体制の構築				
	人材の確保、育成等				
フロントヤード改革	書かない窓口化				
		人的・空間的リソースの最適配置			
バックヤード改革	情報システムの標準化・共通化				
	eL-QR対応				

¹ ガバメントクラウド 政府が提供する共通のクラウド基盤のことで、府省庁や地方自治体の行政システムをクラウド上に集約し、共通化・標準化して運用できるようにしたもの

2. 推進体制

(1) 組織体制

本計画を、総合的かつ着実に推進していくためには、庁内横断的な推進体制を確立し、全庁的に、DX²の推進に向けて取り組む必要がある。

具体的な実行体制については、向日市電子自治体推進委員会を中心に、情報担当部門がイニシアティブをとり、全庁的な視点でDX推進施策の整合・調整を行い、庁内一丸となって本計画を推進していく。

(2) デジタル人材の確保・育成

① デジタル人材の確保

ICT³の知見を持った上で、現場の実務に即して技術の導入の判断や助言を行うことのできるデジタル人材を確保する。外部人材を任用する場合は、職務の内容や量に応じて、任期付職員や外部団体からの出向など多様な任用形態を検討する。

またDXの取組を加速化する上では、大所高所からの助言を行う人材のみならず、具体的な取組における実務を行う人材を確保していくことも重要である。一般行政職員だけでなく「デジタル専門職」など多様な任用形態を検討する。

② デジタル人材の育成

DXの推進に当たっては、各部門の役割に見合ったデジタル人材が職員として適切に配置されるよう人材育成に取り組むことが必要であり、特に、一般行政職員の中でも、デジタル分野における専門知識を身につけ、中核となって実務をとりまとめることができる職員の存在が重要であることから、育成にも積極的に取り組むことが求められる。職員の育成に当たっては、DX推進担当部局等でデ

² DX デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)の略で、デジタル技術を活用してビジネスモデルや業務プロセスを根本的に変革し、新たな価値を創出する取り組みのこと

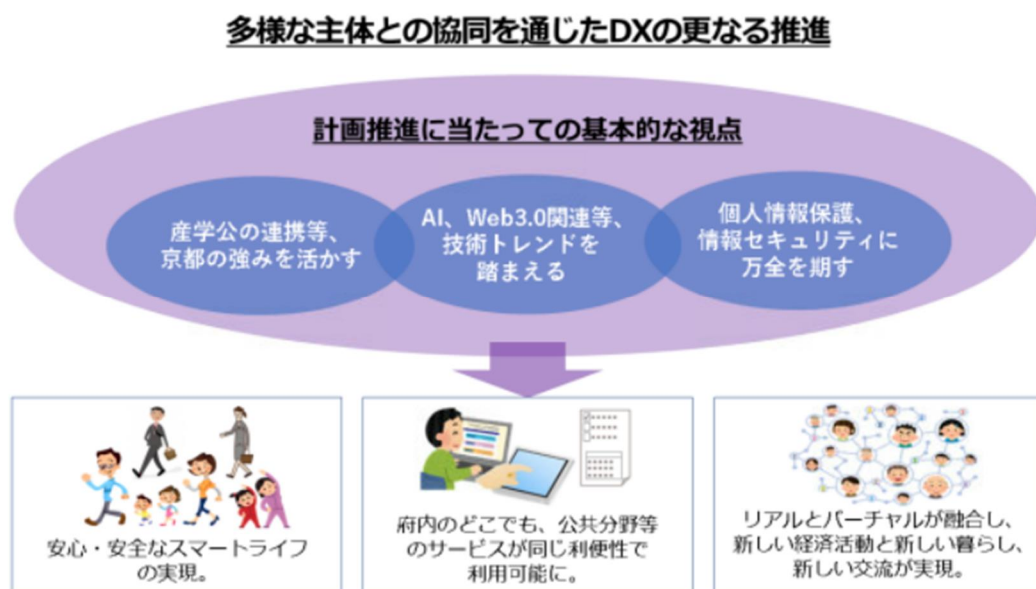
³ ICT 「情報通信技術」の略で、コンピューターだけでなく、ネットワークを介した情報通信技術全般を指す

デジタルに関する知識・技能を身に着けさせるだけでなく、業務担当部局の業務を経験させることで、実務担当課とデジタル企業や高度専門人材とを橋渡しし、変革を主導できる人材となるよう育成することが重要である。DX推進のための人材育成に取り組むに当たっては、中長期的な観点で、所属や職位に応じて身につけるべきデジタル技術等の知識・能力・経験、研修体系等を設定した体系的な人材育成を図る。

3. 国、京都府の動向

国では、「経済財政運営と改革の基本方針2025(骨太の方針2025)」においてDXの推進が掲げられ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき「デジタル行財政改革」「医療・介護・こどもDX」「教育DX」等を進めていくとしている。また、自治体DX推進計画については、令和7年度中に改定予定となっており、計画期間の廃止、重要取組事項の見直しが検討されている。

また、京都府においては令和5年12月に改訂された「京都府スマート社会推進計画」において社会全体のDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進し、京都府が目指すスマート社会の実現を目指すとしている。



1) 京都府.(2023).京都府スマート社会推進計画

<https://www.pref.kyoto.jp/digital/smartplan/documents/smartplan.pdf>(参照 2025-7-10)

4. DXを進める前提となる考え方

DXの取組は、地域の実情や課題、住民ニーズに応じ、自主的・主体的に取り組まれるべきものであり、単に他団体の事業をそのまま模倣して導入するのではなく、他団体の取組も参考にしつつ、どのような取組が自団体において必要か積極的に検討して取り組む。

(1)BPR の取り組みの徹底

DXを進めるに際しては、既存の行政手続を前提とするのではなく、業務内容や業務プロセス等を抜本的に見直し、再構築するいわゆるBPR⁴の取組を行うことが重要である。業務改革(BPR)を進めるに当たっては、既存の業務プロセスを分析し、無駄を排除し、業務の流れをスムーズにするための新たな制度・体制・手法を提案する。また、法令に基づく行政手続だけではなく、条例又は規則に基づく行政手続も、住民の利便性向上及び業務効率化の観点から見直すとともに、バックオフィス⁵を含めたデジタル化や窓口の見直しを含めて取り組む。

また、利用者目線で業務フローを改善することに加え、例えばオンライン申請後のバックヤード⁶処理の効率化を行うなど、職員の業務負荷軽減を図ることが大切である。これにより、住民の利便性向上と職員の働きやすさの両方を実現することが可能である。このような取組により、より前向きにBPRに取り組む姿勢を維持することができる。

合わせて、BPRを検討する最初の段階において、現状分析の一環として業務量等の調査を行い、取組前と後で比較が可能な数値を把握しておくことで、DXの取組の前後での住民利便性向上や業務効率化の評価を行うことができ、データに基づく行政経営を進める。

⁴ BPR(Business Process Re-engineering) コスト、品質、サービス、スピードのような、重大で現代的なパフォーマンス基準を劇的に改善するために、ビジネス・プロセスを根本的に考え直し、抜本的にデザインし直すこと

⁵ バックオフィス 顧客と直接関わらない、会社の運営を後方から支える業務や職種

⁶ バックヤード 住民からは直接見えない、庁舎内での業務全般、内部事務を指す

(2)システム整備の考え方

全国の自治体の間で業務の共通性の高いアプリケーションについては、広域又は全国的な規模で共同して利用していく必要がある。このことを踏まえ、本市のシステム整備の考え方を次のとおり示す。

- ① 喫緊の課題である20業務に係る情報システムの標準化に引き続き注力する。
- ② 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」(令和6年(2024年)6月21日閣議決定)の趣旨を踏まえつつ、共通SaaS⁷の利用を推進する。
- ③ 各府省庁がプラットフォーム⁸を構築し、これに接続できるシステムの整備を求める、標準仕様書を策定したシステムの利用を求めるなどにより、全国で統一的な取扱いを求めている業務・システムについては、その趣旨を踏まえた整備・利用を推進する。
- ④ ②の対象とならない業務・システムについても、都道府県の共同調達による横展開の推進等に取り組んでいく。また、システムの整備に当たっては、システムを所有から利用へと転換するSaaS 利用を前提とし、その利点を最大限にいかすため、できる限りその利用規模を拡大していくことを目指す。

(3)オープンデータの推進・官民データ活用の推進

オープンデータ⁹については、デジタル庁が示す「自治体標準オープンデータセット」や最新の動向等も踏まえつつ、利用者がより利活用しやすい形式に変更するなど、本市のオープンデータに係る環境の整備を実施する。

⁷ SaaS (Software as a Service) インターネット経由で利用できるソフトウェアのこと

⁸ プラットフォーム ソフトウェア、システム、またはサービスを動作させるための基盤となる共通の環境

⁹ オープンデータ 誰でも自由に使えるように公開されたデータのことで、特に政府機関や公共団体が提供するもの

5. 重点取組事項

(1) フロントヤード¹⁰改革 - 窓口業務の改革推進

今後、少子高齢化・人口減少が進み、行政資源が益々制約されていく一方、住民の生活スタイルやニーズが多様化している中においては、行政手続のオンライン化だけでなく、「書かない窓口」など住民と行政との接点(フロントヤード)の改革を進めていく必要がある。

これにより、住民サービスの利便性向上と業務の効率化を進め、企画立案や相談対応への人的資源のシフトを促し、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくことが重要である。

多様な住民ニーズに対応するためには、デジタル手続法¹¹に定める基本原則(①デジタルファースト、②ワンスオンリー、③コネクテッド・ワンストップ¹²)に則って、デジタルツール等を有効に活用し、住民の利便性向上を図るとともに、業務効率化による業務改善に繋げることが求められる。これらの改革を通じて、庁舎空間が単なる手続きの場から様々な主体が集う地域課題の解決の場として活用されていくことも期待される。

¹⁰ フロントヤード 住民と行政の接点、窓口業務やオンライン申請など、住民が直接関わる場所や業務を指す

¹¹ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)

¹² ①デジタルファースト:個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する／②ワンスオンリー:一度提出した情報は、二度提出することを不要とする／③コネクテッド・ワンストップ:民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

1 住民との接点の多様化・充実化

「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」(デジタル庁HPに掲載)のうち、処理件数の多い手続を中心に、法令上の規制がある手続きを除き、オンライン・デジタル化を推進する。

多様な住民ニーズに応えられるよう、マイナンバーカードの基盤も活用し、行政手続のオンライン化に加え、対面・非対面の対応を適切に組み合わせ、住民との接点をトータルで捉えて、多様化・オムニチャンネル¹³化を実現する(その際、複数のデジタルツールを前提としたフロントヤード業務全体の改革(BPR)を実施する。)

2 データ対応の徹底

- ① 基幹業務システムの標準化と併せて、フロントヤードの手続を直接「データ」で対応し、バックヤードの基幹業務システム等とのデータ連携を徹底することで、人手を介さない業務フローの実現を図り、内部事務(バックヤード)の効率化・集約化(入力業務の削減等の効率化や審査業務の集約化等)を進める。
- ② システムの申請処理に係るデータ(処理件数・処理時間・待ち時間等)を把握した上で、処理工程の見える化等により業務上の課題を分析し、対策を図ること、データに基づく業務改善(データドリブン¹⁴な行政経営)につなげる。

3 改革による人的・空間的リソースの最適配置

- ① 業務改善により生まれた人的リソースを最適に配置し直すことで、政策の企画立案等の充実を図るほか、窓口業務でも、より手を差し伸べるべき方への相談業務等きめ細やかな業務にシフトしていく。
- ② これらの改革に応じた窓口空間の再整理(記載台や手続専用カウンター等の削減)を行うことは、市民スペースの拡大にも繋がる可能性があり、庁舎空間

¹³ オムニチャンネル 実店舗、オンラインストア、アプリ、SNS など、すべての顧客接点を連携させ、顧客がどのチャネルを利用しても一貫した体験ができるようにする

¹⁴ データドリブン 経験や勘に頼るのではなく、データに基づいて意思決定や行動を行うこと

が単なる手続の場だけでなく、様々な主体が集って相談・交流する、地域課題の解決の場としても活用可能となる。

(2) フロントヤード改革 - マイナンバーカードの取得支援・利用の推進

自治体におけるデジタル化を推進していく上では、その基盤となるマイナンバーカードの取得支援は必要であり、国においてもマイナンバーカード普及の加速化等を強力に推進するとしているため、マイナンバー制度の安全性を啓発したうえで、交付窓口の拡充を図るとともに、支援体制の強化を図る。

また、国では「健康保険証利用」、「マイナポータル¹⁵での健診情報の閲覧」、「運転免許証との一体化」など、マイナンバーカードの普及促進に向けた取組も進めており、本市においてもマイナンバー制度の安全性を周知しながら、マイナンバーカードの利便性向上に向け、マイナンバーカードを利用したオンライン申請や、窓口における利用業務の拡大を図るとともに、本市独自の活用方法や民間サービスとの連携についても検討を進めていく。

(3) バックヤード改革 - 情報システムの標準化

住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダー¹⁶への移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革(BPR)の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(以下「標準化法」という。)第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化基準(以下「標準化基準」という。)への適合とガバメントクラウドの活用を図り、基幹業務等システムの統一・標準化を進める。

標準化法に基づく基本方針の下、基幹系20業務システムについて、標準準拠システムに移行する。

¹⁵ マイナポータル 政府が運営する、マイナンバーカードを利用したオンラインサービス

¹⁶ ベンダー 「販売業者」や「売り主」を意味し、製品やサービスをユーザーに販売する事業者

(4)バックヤード改革 - 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進

本市は、「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき、住民サービスの利便性向上と行政の効率化を図るため、以下の施策を推進する。

① 国の共通基盤の積極的な活用

国の共通基盤(ガバメントクラウド、地方公共団体情報システム標準化・共通化基準)を積極的に活用し、本市独自のシステム開発を最小限に抑えることで、システム導入・維持管理コストの削減を図る。

② 職員のデジタルスキルの向上

共通基盤の円滑な運用を可能にするため、職員のデジタルリテラシー¹⁷及び専門スキルの向上を図り、新しいシステム環境への適応力を強化する。

③ 住民サービスのデジタル化推進

共通基盤を活用したオンライン手続きの拡充やデータ連携の強化により、住民が時間や場所を問わず行政サービスを受けられる環境を整備し、利便性の向上を図る。

④ 広域連携の推進

近隣自治体との広域連携を推進し、共通基盤を活用した情報共有や共同サービス提供を行うことで、地域全体のデジタル化を加速させる。

(5)バックヤード改革 - 公金収納におけるeL-QR¹⁸の活用

公金収納の事務の効率化・合理化や、住民・民間事業者による公金納付の利便性を向上させる観点から、取組を推進していく。

- ① 本市の普通会計に属する全ての公金(普通会計に属する公金と同一の口座において受け入れられる歳入歳出外現金を含む。)並びに公営事業会計に属

¹⁷ デジタルリテラシー デジタル技術やデバイスを適切に使いこなし、情報を正確に収集・判断・活用できる能力

¹⁸ eL-QR 固定資産税や自動車税などの地方税の納付に利用できる、全国统一規格の QR コード

する公金のうち水道料金及び下水道使用料(加入金、検査手数料など、水道料金又は下水道使用料を受け入れている口座と同一の口座において受け入れられる関連する公金を含む。)について、本市の判断によりeLTAX(地方税共同機構が運用している地方税ポータルシステム¹⁹⁾)を活用した納付を行うことができるよう、必要な取組を行う。

- ② 令和6年(2024年)6月にeL-QRを活用した公金収納を可能とするために必要な規定を盛り込んだ「地方自治法の一部を改正する法律」(令和6年法律第65号)が公布された。その上で、eLTAXや公金システムの改修等を進め、標準準拠システムへの移行時期にも留意し、eL-QRを活用した公金収納を開始することを目指す。

(6)セキュリティ対策の徹底

業務システムの標準化・共通化の取組やサイバー攻撃の高度化・巧妙化を踏まえ、情報セキュリティ対策の徹底に取り組む。

(7)AI²⁰⁾の利用推進

生成AIの普及を踏まえ、AIのイノベーション²¹⁾と活用を促進するとともに、情報セキュリティ等のリスクへの対応に万全を期し、行政サービスの信頼性の確保に留意した上で、業務の効率化、人員配置の最適化と創造性の向上のために有用な分野において、適切な活用の手法を検討する。

¹⁹ ポータルシステム 社内、大学、あるいはインターネット上の様々な情報やサービスへの「入口(ポータル)」となる Web サイト

²⁰ AI 人工知能(Artificial Intelligence(アーティフィシャル インテリジェンス))の略称

²¹ イノベーション 革新的なアイデアや技術を導入し、既存の仕組みや製品、サービスに新たな価値を生み出すこと

(8) その他のシステム

「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」に加えて、行政運営の効率化・住民の利便性向上を図る自治体DXの推進、地域課題解決を図る地域社会DXの推進に資するシステムについては、共同調達によるシステム導入をはじめとした様々な手法を検討し、導入を推進する。

また、財源については可能な限り補助金を活用するとともに、地方債充当率や交付税措置率の有利な起債についても積極的に活用を行う。

6. 自治体 DX の取組とあわせて取り組むべき事項

(1) デジタルデバイド²²対策

以下のアからオまでに掲げる基本的な考え方を共通認識とし、官民を挙げて「皆で支えあうデジタル共生社会」の構築に向けた環境整備を行う。

ア 機器・サービスに不慣れな人のほか、機器等の利用が困難な人や利用しない人も、サービス提供者側での対応によりデジタル化の恩恵を実感できること。また、デジタルを利用する人に向けては、利用者の視点を第一に、ユーザー体験、使いやすさ(ユーザビリティ²³及びアクセシビリティ²⁴)に最大限配慮したデジタル機器・サービスを、利用シーンに応じ、様々なニーズも踏まえ、きめ細かく提供すること。

イ デジタルに不慣れな方に対してデジタル機器・サービスの利用を支援する場合、機器等の操作方法等とともに、機器等で何ができて、どのような課題を解決できるかを分かりやすく情報共有すること。

²² デジタルデバイド 情報技術(IT)の利用状況によって生じる、個人や集団間の格差

²³ ユーザビリティ 製品やシステムなどが「使いやすい」と感じられる度合いのこと

²⁴ アクセシビリティ 製品やサービスが、年齢や身体能力に関わらず、誰でも利用しやすい状態のこと

ウ デジタル機器・サービスのアクセシビリティ確保は、障がい者のみならず、幅広い国民一般にその利便性が向上するものであり、新たなイノベーション創出や市場形成につながる。

エ アクセシビリティに係るガイドラインやその実効性の確保に関し、法的措置も含め、国際的な整合性を図りつつ対応すること。また、そのことが我が国企業等による関連技術やアイデアを生かした国際競争力の強化にもつながること。

オ デジタル化の進展に伴う、社会の分断化等の負の影響についても社会全体として情報共有を促進し、国内外を問わず、安全・安心なデジタル社会を実現していくこと。負の側面の影響を最小化する施策を総合的に展開すること。

これらにより、地理的な制約、年齢、性別、障がいや疾病の有無、国籍、経済的な状況等にかかわらず、誰もが日常的にデジタル化の恩恵を享受でき、様々な課題を解決し、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指す。

(2) デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し

目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制、フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制などの現場のデジタル化を阻害する規制・制度の見直しを進めることで、デジタル技術の活用による現場の人手不足の解消や生産性の向上、新たな産業の創出に寄与する取組を推進する。

7. おわりに

本計画は、ガバメントクラウドの活用に向けた検討、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」など国の動向を反映させるよう適宜見直しを行うとともに、進捗管理を行う。